

# 守秘義務契約書

2024年 月 日

【to 3DIP 様:最新の貴社の修正履歴のみを残し、それ以前の修正履歴は反映させたくて、履歴付きで修正しています。】 【to 3DIP 様 (9/5) : 今回も、最新の貴社の修正履歴のみを残し、それ以前の修正履歴は反映させたくて、履歴付きで修正しています。】

【to 3D様 : 3D様と長谷川寛家様の両名にてサインをお願いいたします。】

【3DIP : 実質的な変更をしないことが条件となっているとの理解ですが、現実的な運用のために必要な限度での修正をお願いしたく存じます。また、経済産業省の公表する企業買収行動指針37頁におきまして「買収提案を検討・評価するために必要な情報を買収者が対象会社に提供する際に、秘密保持契約の締結が必要になることがある」とされておりますとおり、非公開化提案の再提出など、当社から貴社に対する情報提供も想定されますことから、双方の義務を定める秘密保持契約書とさせていただきたく存じます。なお、本書につきましては、なるべく貴社のご意向に沿うものとさせていただきたいと考えておりますので、修正案に対するご意向をご教示いただけますと幸いです。】 【to 3DIP様 : カバーメールに記載のとおり、当社が貴社に開示した情報が漏洩等した場合、当社の企業価値及び株主全体の利益に多大な悪影響を生じるおそれがあり、特別委員会の諮問意見においても、厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を課すことがDD受入れの条件とされています。そのため、回答書にも記載したとおり、原案からの実質的な変更は一切お受けできません。貴社の修正には原案からの実質的な変更が含まれますので、お受けできない内容は元に戻しています。特別委員会からは、そもそも貴社のご提案は実現可能性が合理的に疑われるものであり、当社の取締役会が現時点で提案に応じる旨の方針を決定することは相当ではなく、検討・交渉を進める必要性は必ずしも高くないとの意見を受領していますので、もし仮に貴社にて方針を頑なに変更されないということであれば、当社としてはDDの要請に応じることはできず、今後の協議・交渉は打ち切らざるを得ません。また、DDにおいて当社から貴社に情報を開示するにあたってのNDAであり、双方の義務ではなく、貴社の秘密保持義務のみを定める誓約書を当社に差し入れるものでなければ受け容れられません。】 【3DIP : 特別委員会の答申内容は、①「もし仮に今後3D社と支配株主との協議・交渉が実現した場合に、支配株主が買収価格の水準次第では保有する当社株式の売却を検討する余地があるとの意向を持つに至る可能性も、極めて低いものの皆無であると断定することはできないと考えられること、3D社が本DDを実施した結果、3D社の当社事業に対する理解が進み、本提案の内容を相当程度変更の上、当社の企業価値向上に資する施策及び当社株主共同の利益が確保された買収価格の再提案がなされる可能性も完全には否定できないと考えられることから、本DDの受入れの要請には応じるべき」となっております。また、②「秘密保持契約を締結する」となっており、誓約書とはなっておりません。買収者と対象会社との間の相互の信頼関係の醸成の

ためにも、双方の義務を定める、契約書としていただきたく存じます。なお、貴社におかれまして、これに応じていただくことが難しい場合には、双方向の義務とした場合に貴社に生じる不都合を具体的にご教示いただきたく存じます。】【to 3DIP様 (8/30) : ①特別委員会の諮問意見書の内容は、「本DDの受入れの要請に応じるにあたっては、3D社との間で同社に厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を課す内容の守秘義務契約を締結するなど、3D社による当社内部の非公開情報の情報流出や目的外使用の具体的なおそれがないと合理的に判断することができる厳格な措置を講じることを条件とし、前述のリスクを回避する観点から当社が合理的に指定する方法及び範囲で受け入れるべき」というものであり、貴社に「厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を課す」ことがDD受入れの条件と明確に記載されています。また、②特別委員会の諮問意見書では、「守秘義務契約を締結するなど」とされていますが、改めて言うまでもなく、「契約」か「誓約書」かは単なる名称の問題にすぎず、名称が「誓約書」であっても、一方当事者が誓約した内容を他方が受け入れれば法的には「契約」となりますし、特別委員会の諮問意見書では、上記のとおり、貴社に義務を課す内容であることが求められています。あくまでもDD受入れのためのNDAですので、双方の義務ではなく、貴社の秘密保持義務のみを定めるものでなければ受け容れられません。なお、貴社の秘密保持義務のみを定めることを前提に、「契約書」の名称にすることは応諾いたします。】【3DIP:貴社におかれましては、企業買収指針に則した対応をいただいていると考えております。企業買収指針におきましては、「相互の信頼関係の醸成」が重要視されております。当社は本書の締結を含め、貴社との間で相互に信頼関係を醸成したいと考えておりますところ、かかる信頼関係は、当社におきましても貴社に対して躊躇することなく必要な情報を提供できる環境があつてのことと考えております。貴社も当社も貴重なリソースを割いて本書締結及びDDを実施することとなりますので、相互の信頼関係の醸成にご協力を頂きますようお願いいたします。そのために、先のコメントにも記載しました通り、守秘義務を双方向の義務とした場合に貴社に生じる不都合を具体的にご教示いただくとともに、守秘義務を双方向の義務とした場合に貴社に生じる不都合の有無について、特別委員会のご意見もお聞かせいただけますと幸いです。なお、特別委員会の諮問意見書において、貴社が守秘義務を負わないことは条件とされておりませんので、その点もご勘察くださいますと幸いです。】【to 3DIP様 (9/5) : カバーメールに記載したとおり、企業買収指針は、別紙1:「取締役・取締役会の具体的な行動の在り方」の中で、「相互の信頼関係の醸成のために、買収者との秘密保持契約において、一定の合理的な期間を定めて会社との合意なく買収提案を公開しないこと、公開買付けを開始しないこと、株式の買増しをしないこと（スタンドスティル）等の条項の交渉を通じて、適切な交渉時間・機会を確保することの検討を行うことにも合理性がある」との立場を示したものであり、あくまでも、スタンドスティル条項等を設けることにより、相互の信頼関係が醸成される効果があることを述べているにすぎません。貴社は、万が一にも、営業秘密やノウハウ等の漏洩や目的外利用等により、当社の企業価値及び株主共同の利益にとって回復し難い重大な損害が生じる事態を回避する必要があるという、当方がこれまで繰り返し説明している当社の考えや特別委員会の諮問意見書において前提となっている事情を考慮せず、当方が貴社に提示した守秘義務誓約書に

対して、専ら貴社の事情のみに拘り、実質的な変更を繰り返しているにもかかわらず、実質的な変更がない等と強弁しており、このままだと、貴社と信頼関係を醸成することは到底不可能です。特別委員会の諮問意見書は、当社に生じるリスクを回避するための貴社に対する措置について言及したものですので、当社の義務について言及されていないことは当然であり、そのことをもって当社が義務を負うべき理由にはなりません。DDを受け入れるにあたって、重要な非公開情報を開示するのは当社側ですので、貴社のみにも秘密保持義務を負っていただくよう求めることは至極当然な、合理的な対応であり、そのことによって相互の信頼関係の醸成が困難になることは全くなく、貴社の修正は受け入れられません。改めて言うまでもありませんが、念のために明記しておきますと、この点を受け入れられないのであれば、「実質的な変更」があるものと見做します。】

株式会社東北新社（以下「TFC」という。）並びに 3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」という。）及び3DのCEO長谷川寛家（以下、総称して「3Dら」という。）及び3DのCEO長谷川寛家（以下、総称して「3Dら」という。）【3DIP：長谷川は当社CEOであり、当社の役職員に含まれますので、本記載の有無にかかわらず、本書に記載される義務を遵守いたします。一般的に、個人名を特定してこのような記載をする事例はあまりないように思いますので、その点ご考慮いただけますと幸いです。】【to 3DIP様：前述のコメントのとおり、当社が貴社に開示した情報が漏洩等した場合、当社の企業価値及び株主全体の利益に多大な悪影響を生じるおそれがあり、特別委員会の意見書でも、厳格な秘密保持の措置を講じることがDD受入れの条件とされていますところ、貴社はシンガポールの法主体であり、我が国における緊急な法執行を行うことは困難であると考えられますので、代表である長谷川様個人にも本誓約書の差入主体となっていただく必要があります。これを受け入れられないというのであれば、長谷川様は本書に違反する可能性を認識されていると考えざるを得ません。】【3DIP：海外の企業と契約書を締結する場合であっても、当該企業の社長や取締役が、個人的に賠償責任を負うとするような内容を入れることは通常ないものと認識しております。貴社は当社が本書に違反することで貴社の企業価値を毀損することを懸念しておられるように思われますが、当社が運用するファンドは、貴社の株式を約17%保有しておりますので、貴社の企業価値を毀損すれば、当社及びその運用するファンドも損害を被ることとなります。また、当社はシンガポールで登録している投資運用業者でもあり、投資家に対してフィデシヤリー・デューティーを負っております。そのため、自らその義務に違反して、当社や当社の運用するファンドに損害を与えるインセンティブはございません。かかる事情をご勘案いただき、長谷川個人を当事者から除外することにつき応諾していただけますようお願いいたします。】【to 3DIP様（8/30）：カバーメールで繰り返し述べたように、貴社に厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務を負っていただく必要があるのは、当社の企業価値及び株主全体の利益に悪影響が生じる重大なリスクを回避するためであり、貴社が当社株式を17%保有しており、貴社の投資家に対してフィデューシャリー・デューティーを負っているということは、当社の企業価値及び株主全体の利益とは何ら関係がなく、また、当社の企業価値を棄損するインセンティブがないからといって、情報漏洩や目的外利用のリスクがないことには全くなりません。当社としては、上記リスクが顕在化することによ

り、特に貴社以外の東北新社の株主の利益が毀損されることは一切許容できません。これも繰り返しになりますが、貴社はシンガポールの法主体であり、国際民事訴訟及び民事訴訟のルールからして明らかな通り、我が国における緊急な法執行を行うことは困難ですので、代表である長谷川様個人にも本誓約書の差入主体となつていただく必要があります。】【3DIP: 当社といたしましては、本書が一般的な守秘義務契約の定めにはないような巨額の違約罰などを定めようとしていること等からいたしますと、貴社が当社に対して、特段の理由なく、「企業価値を毀損する意図を有している」との誤解を抱いており、かかる誤解を前提に本書の内容を定めていらっしゃることを危惧しております。当社といたしましては、当社の運用するファンドが約 17%の株主であり、少数株主の皆様やインセンティブ報酬が付されている取締役と同様に、企業価値の向上に対してインセンティブを有していることから、当社が貴社の企業価値を毀損する意図を有するべくもないことをご理解いただき、相互の信頼関係の醸成を実現したいと考えております。なお、特別委員会の諮問意見におきましても「3D社のポートフォリオの中に当社の競合他社が含まれていることは確認されておらず、本提案が競合他社による情報収集等を目的としたものであると疑わせる事情は現時点では見受けられないことなどから、②目的の正当性を疑わせる事情は現時点で特段見受けられない。」との記載がございます。このように、当社について、本件秘密情報の目的外利用等により貴社の企業価値を毀損したり、または、不当な利益を得ようとしたりする意図があると疑われるような事情はないものと存じますので、この点もご勘案いただきますようお願いいたします。また、前述のとおり、当社としましては、本書の締結を含めて、貴社との間で相互に信頼関係を醸成したいと考えております。かかる信頼関係は、当社におきましても、貴社のご協力を得て、貴社の企業価値向上に向けた適切な検討を行うことができる環境があつてのことと考えております。一般的に、海外法人と契約を締結する場合であっても、代表者個人を契約当事者とする対応は行われたいものと存じますし、貴社におきましても、貴社の事業上重要な契約を海外の法人と締結する場合であっても、契約相手方の海外法人の取締役等の個人を契約主体に含めるような実務は採用されていないものと推測いたします。特別委員会の諮問意見書におきましても、個人を契約主体に含めることを求められているものではないことからいたしますと、特に当社に対してのみかかる対応をされることは、企業買収指針に定められる「信頼関係を醸成する」とことはそぐわないものと思われまので、長谷川個人を当事者とする不合理な対応はご容赦いただけますと幸いです。】【to 3DIP様 (9/5) : 貴社は、当社の株式を貴社が 17%保有しており、当社の企業価値の向上に対してインセンティブを有しているため、企業価値を毀損する意図を有するはずがないことを繰り返し述べられていますが、こちらもカバーメールに記載しているとおり、当社が懸念しているのは、貴社が「企業価値を毀損する意図を有している」ことではなく、貴社の DD を受け入れることにより、当社の重要な秘密情報の漏洩や目的外利用等により、当社にとって回復し難い損害が生じることで、貴社の事情や意図は全く関係ありませんし、当社が誤解を抱いていることもありません。特別委員会が、諮問意見書において、貴社の DD を受け入れる条件として、貴社との間で貴社に厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務等を課す内容の守秘義務契約を締結するなど、貴社による当社の非公開情報の情報流出や目的外使用



ち、どの範囲で資料を開示するかは、あくまでも当社の裁量により、上述したリスクを踏まえて当社が決定します。貴社に開示・回答した場合に当社に悪影響が生じるおそれがあると当社が判断した資料・情報は、貴社への開示・回答は致しません。】【3DIP: 承知しました。】本件検討等に関連して3Dら相手方3Dらに対して直接又は間接に開示される一切の情報（文書、電子メール、口頭、電子記憶媒体及びその他媒体の如何並びに当該情報が本誓約書の差入れの前後のいずれの時点でを問わないが、本件非公開化提案以降に並びに当該情報が本誓約書の差入れの前後のいずれの時点で提供されたものかを問わない。）に限る）かを問わない【3DIP: 原案によりますと、例えば、貴社から頂戴しました情報で、貴社に対するご提案に用いました情報も秘密情報に含まれることとなるものと存じます。貴社に対するご提案から本書の締結まで、特段の情報は頂戴しないものと存じますので、本書の締結前にご提供いただきました情報につきましては、対象から除外していただきたく存じます。】【to 3DIP様: 本書差入前にも、面談等の場で当社の情報を提供していますので、そのような情報も秘密情報に含める必要があります。】【3DIP: 契約書締結を前提とせずに行われました面談における協議等の内容まで秘密情報に含まれることは当社にとりまして不意打ちとなるものと存じます。また、かかる面談におきまして貴社がご提供いただきました情報は、当社が守秘義務を負担していないことを前提としたものと存じますので、貴社のご提案は広範に過ぎるものと存じます。そのため、秘密情報の範囲につきましては、本件非公開化提案の時点（2024年7月23日）を始期とさせていただきますようお願いいたします。】【to 3DIP様（8/30）: DDを開始する以上は、提案の前後を問わず、当社から開示した情報について秘密保持義務を負っていただく必要がありますので、秘密情報の範囲を縮減することは一切お受けいたしかねます。】【3DIP: 当社といたしましては、契約書締結を前提とせずに行われました面談における協議等の内容まで秘密情報に含まれることは不意打ちとなるものと存じます。ご修正いただきたく存じます。】【to 3DIP様（9/5）: 当社の情報が流出等することにより当社に生じるリスクは、情報提供の時期を問わず存在しますので、DDを開始する以上は、提案以前に開示した情報についても秘密保持義務を負っていただく必要があります。改めて言うまでもありませんが、念のために明記しておきますと、この点を受け入れられないのであれば、「実質的な変更」があるものと見做します。】を問わない。）、及び (ii) 本件検討等の存在及びその内容、並びに、(iii) 本件検討等に関連して今後契約が締結された場合における当該契約締結の事実及びその内容、並びに、(iii) 本件検討等に関連して今後契約が締結された場合における当該契約締結の事実及びその内容をいう。ただし、(ii) のうち本件検討等の存在については、TFCが一方的に本件検討等を終了した場合には、秘密情報から除外されるものとする。【3DIP: 企業買収行動指針37頁によりますと「買収者との秘密保持契約において、一定の合理的な期間を定めて会社との合意なく買収提案を公開しないこと…の検討をおこなうことにも合理性がある」ことの趣旨は「相互の信頼関係の醸成のため」ですので、貴社が一方的に本件検討等を終了した場合、(i) の情報を含まない (ii) の情報については、秘密情報から除外させていただ

きたく存じます。】【to 3DIP様：「本件検討等の存在」については応諾いたしますが、「本件検討等の内容」については、必然的に当社の秘密情報が含まれる可能性が高いため、応諾できません。】【3DIP：承知しました。】

3. 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報に含まれない。なお、~~3Dらは、TFCが、3DらTFCは3Dに対し、インサイダー取引規制の対象となるTFCの未公表の重要事実（但し、本契約書の有効期間満了後速やかにTFCが公表するものを除く。）を開示しないことについて何ら異議を述べないものとする。~~TFC及び3Dらは、それぞれが委任する外部の弁護士が、TFCの3Dらに対する情報開示前に先立ち、TFCが3Dらに対して開示する予定の情報の中に、インサイダー取引規制の対象となるTFCの未公表の重要事実（但し、本契約書の有効期間満了後速やかにTFCが公表するものを除く。）が含まれていないことを相互に確認するものとする。【3DIP：本NDAの期間が満了したにもかかわらず、インサイダー情報の受領により、期限を越えて株式の取引ができないこととなると、11条において10条7号のスタンドスティル条項が本契約書（誓約書）の有効期限後に効力を喪失することとなっている趣旨を没却することとなっております。なお、スタンドスティル条項につきましては、買収行動指針37頁におきましても、「一定の合理的な期間を定め」るものとされており、11条の建付けはこのことを意識したものと理解しております。そのため、貴社が有効期限までに公表を行うことができないインサイダー情報につきましては、当該情報が有効期限までに公表されない場合には当社にて公表できることとしていただきたく存じます。】【to 3DIP様：インサイダー情報は極めて重要性が高い当社の秘密情報であり、開示義務が生じていない時点で開示すると、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性がありますので、貴社による公表を認めることは到底できません。未公表の重要事実を認識した状態で株式の売買等ができないことは、法令等上の当然の制約であり、スタンドスティル条項の趣旨を没却するものでは何らありません。】【3DIP：インサイダー情報は、通常、適時開示の対象となりますので、速やかに開示されるものと理解しております。そのため、本書有効期限（2025年3月期第3四半期決算発表）時点で、ご指摘の開示義務が生じていないインサイダー情報は、きわめて限られたものと考えられます。当社は、そのような情報を受領し、開示したいという意図を有しておりません。むしろ、そのような情報を当社のみが長期にわたって保有する状況を防ぐため、当社との間で適切な情報隔壁を設けた代理人弁護士が貴社代理人弁護士と事前にインサイダー情報の有無を確認した上で、当社が情報の開示を受けるような仕組みを設け、開示情報の中に本書有効期間内に開示を予定していないインサイダー情報が含まれていないことを事前に合意することを希望いたします。】【to 3DIP様（8/30）：インサイダー情報を開示しないことについて応諾いたします。】【3DIP：インサイダー情報を全て受領しないのではなく、本契約書の有効期間満了後速やかにTFCが公表しないものを受領しない趣旨です。そのため、本件デュー・ディリジェンスの目的に即し、必要な情報は開示いただくものの、第3四半期決算発表までに開示されない情報については、当社及び貴社の弁護士が確認しインサイダー情報に該当しないと合意された範囲で開示を受ける趣

旨ですので、この点についてご留意ください。この点を明確にする趣旨で文言を修正させていただきました。【to 3DIP様 (9/5) : 上記限度で応諾いたします。】

- (1) 3Dら3Dら相手方が、TFCらより開示を受ける以前より、当社の知る限り適法に保持し又は、TFCらより開示を受ける以前に適法に適法に第三者から入手していたことを証明できる情報【3DIP : 違法に保持又は第三者から入手した情報はないとの理解ですが、保持又は第三者からの入手の適法性の立証は困難ですので、ご容赦いただきたく存じます。】【to 3DIP様 : 適法に保持・入手した情報でなければ、秘密情報から除外する正当性はありませんので、適法性の要件は削除できません。】【3DIP : 「適法に保持し又は適法に第三者から入手していた」ことを立証することは困難な場合もございますので、上記のとおり修正させていただきたく存じます。】【to 3DIP様 (8/30) : 適切なルートから情報を取得している限りにおいては、その保持及び取得の適法性は立証可能ですので、貴社の修正内容は受け入れられません。】【3DIP: 守秘義務契約を締結していない第三者から入手した情報の取得については、当社も貴社も当該情報の取得経路等を認識しておらず、当社及び貴社によるかかる情報の取得が適法になされたものかということについての立証は困難ですので、上記のとおり修正させていただきたく存じます。】【to 3DIP様 (9/5) : 貴社が情報を取得している以上、貴社はその取得経路を認識すべき立場にありますので、貴社の修正内容は受け容れられません。改めて言うまでもありませんが、念のために明記しておきますと、この点を受け入れられないのであれば、「実質的な変更」があるものと見做します。】
- (2) 3Dらが、TFCら3Dら相手方が、TFCらより開示を受ける時点で既に公知であったことを証明できる情報
- (3) 3Dらが、TFCら3Dらが、TFCら相手方より開示を受けた後に、3Dら3Dら開示を受けた者の責めに帰すべからざる事由により、公知となったことを証明できる情報
- (4) 3Dらが、TFCら3Dらが、TFCら相手方より開示を受けた後に、守秘義務を負担していない第三者から適法に入手したことを証明できる情報

## 第2条 (秘密情報の守秘義務)

1. 3Dら3DらTFC及び3Dは、TFCらTFCら相手方から受領した秘密情報について、厳に秘密を保持し、事前に開示予定の資料を提示した上で（資料を用いずに開示する場合には開示予定の内容を特定して説明した上で）TFC TFC相手方の書面による事前の同意を得た場合を除き、第三者に対して秘密情報を開示又は漏洩しない。
2. 前項の規定にかかわらず、3Dら3DらTFC及び3Dは、本件検討等のため秘密情報を知る必要があると認められる3D3Dその役員、従業員、投資家、レンダー及びアドバイザー（以下「情報受領者」という。）に対して、本件検討等のために必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、3Dらは、3Dらは、情報受領者をして、本契約書に基づき3DらがTFC3DらがTFC相手方に対して負う守秘義務



と同等の義務を遵守させるとともに、当該情報受領者においてその義務の違反があったときは、自らの守秘義務の違反として、TFCTFC相手方に対して直接一切の責任を負う。

- 第1項の規定にかかわらず、3Dら3DらTFC及び3Dは、(i) その適用のある法律、政令、通達、規則、命令、条例、その他国内外の裁判所、監督官庁その他の司法・行政機関、金融商品取引所及び自主規制機関（以下「司法・行政機関等」という。）により定められた規制（総称して、以下「法令等」という。）により、又は(ii) 司法・行政機関等の判決、決定、命令その他の法的な拘束力を有する判断に基づく要請により、秘密情報の開示又は公表を義務付けられた場合には、3Dらは、3Dらは、当該義務を履行するために必要最小限の範囲で秘密情報を開示又は公表できる。但し、本項に基づき秘密情報を開示しようとする場合には、3Dら3DらTFC及び3Dは、次項に従い、TFCTFC相手方に対して開示内容を知らせるものとし、かつ、秘密情報を開示した者に対して、開示されたすべての秘密情報が、開示した者において適切な秘密情報としての取扱いを受けるよう要請しなければならない。
- 前項に定める場合には、3Dら3DらTFC及び3Dは、TFCTFC相手方に対し、法令等上事前の通知が不可能な場合を除き、秘密情報の開示又は公表が義務付けられている旨及び開示又は公表が必要となる秘密情報の範囲を事前に通知するものとし、開示又は公表の方法、時期、内容等についてTFCTFC相手方と誠実に協議のうえで開示を行うものとする。また、事前の通知が法令等上不可能である場合は、TFCTFC相手方に対して、開示又は公表した秘密情報について、開示又は公表の方法、時期、内容等を開示又は公表後直ちに通知するものとする。【3DIP：事前の通知が実務上不可能である場合にも、かかる通知の義務を負担することは、当社が負担する開示又は公表の義務を果たすことが困難となりますので、かかる場合には、事後の通知としていただきたく存じます。また、当社におきまして開示又は公表を義務付けられる場合に、開示又は公表についての貴社のご承諾を得るものとするこも、かかる義務の履行を困難とするおそれがありますので、貴社のご承諾を条件とすることはご容赦いただきたく存じます。】【to 3DIP様：通知時期については、事前通知が法令等上不可能な場合に限り、事後通知とすることを応諾いたします。但し、承諾を不要とすることは、事前に開示内容等について必ず誠実な協議を行うことを条件とします。】【3DIP：承知しました。】

### 第3条（保管）

- 3Dら3DらTFC及び3Dは、少なくとも自らの営業秘密を保持するのと同程度に厳格な方法で、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を保管し、秘密情報の秘密性・安全性を確保するために必要な一切の措置を講じる。また、3Dら3DらTFC及び3Dは、法令等に従って、秘密情報を保管し、秘密情報への不正アクセスや秘密情報の紛失・漏洩・盗用・改竄・破壊等の防止のために必要かつ十分な安全管理措置を講じる。但し、3Dららは、その営業秘密の管理が、日本の上場企業において一般に求められている情報管理の程度に劣るものではないことを、TFCに表明・保証する。【3DIP：「最重

要機密情報」とすることは、その意義・範囲が不明確になるものと存じますので、当社におきまして厳格な方法で保管しております営業秘密と同程度としていただきたく存じます。】【to 3DIP様：当社にとっては、当社の秘密情報は、貴社の営業秘密よりも重要と考えますが、但書の表明・保証を行っていただくことを条件に応諾します。】

【3DIP：承知しました。】

2. 3Dら TFC及び3D3Dらは、秘密情報を情報受領者に開示した場合には、情報受領者をして、3D自ら3Dが前項に基づき講じる義務を負う措置と同程度の安全管理措置を講じさせるものとし、その秘密情報の管理について一切の監督義務を負う。
3. 3Dら TFC及び3D3Dらは、TFC TFC相手方が要請した場合には、直ちに秘密情報の管理保管状況の詳細をTFCにTFCに相手方書面で報告する。また、TFC及び3Dは、3Dら3Dら相手方に対し、秘密情報の秘密性・安全性を確保するためにTFCをTFCの特別委員会に法的助言を行う外部弁護士が合理的に必要と認める措置をとることを要請することができ、3Dら3Dら TFC及び3Dはこれに従うものとする。【3DIP：当社におきまして採りうる秘密情報の秘密性・安全性を確保するための措置には限界がありますことから、当該措置につきましては、合理的な範囲としていただきたく存じます。なお、具体的なご要望がある場合には、事前に要件をお示しいただけますと幸いです。】【to 3DIP様：合理性の限定を付すことは応諾しますが、「当社が合理的に必要と認める措置」とさせていただきます。】【3DIP：当事者が合理的に認める措置とした場合、恣意的判断となる懸念が生じますので、貴社の特別委員会及び外部弁護士をその判断の主体としていただきたく存じます。】【to 3DIP様（8/30）：外部弁護士を主体とする限度で応諾致します。】【3DIP：特別委員会を主体とすることができないご事情等をご教示いただけますと幸いです。なお、その場合であっても、一方当事者の恣意性やバイアスの排除という観点から、外部弁護士とは、貴社が特別委員会を構成する際に採用された、「独立性」を満たす弁護士事務所を指すものとさせていただきます。】【to 3DIP様（9/5）：当社の秘密情報の秘密性・安全性を確保するために合理的に必要となる措置は、当社が合理的に判断すべきものであり、特別委員会や独立性のある弁護士が関与する必要は全くありません。貴社の要請を踏まえて弁護士の判断を介在させることは既に応諾しておりますが、それ以上の修正は受け入れられません。】

#### 第4条（秘密情報の複製等）

3Dら 3Dら TFC及び3Dは、本件検討等のために合理的に複製等を避けることができない場合に、必要最小限の範囲において行う場合を除き、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製若しくは複写し、又は秘密情報を編集、改変した内容を記載若しくは記録した書面、電磁的記録媒体その他の媒体（秘密情報の複製物及び複写物を含めて、以下「本件複製物等」という。）を作成してはならない。なお、本件複製物等も、秘密情報に該当する。【3DIP：本件検討等に際して、情報受領者との間での電子メール等のやり取りや DD 資料のダウンロード等により不可避免的に生じる複製など、本件検討等のために必要最小限の範囲で行う複製等につき貴社のご了承を得るものとした場合、

当社における本件検討等が困難となりますことから、かかる複製につきましてはご了承ください。【to 3DIP様：複製等が合理的に不可避な場合に限り、応諾します。】【3DIP：承知しました。】

## 第5条（返還）

3Dは、本契約の有効期間中であるか否かを問わず、本件検討等が終了したとき又はTFC相手方からの請求があった場合には、TFC相手方の指示に従って、3D自らの費用負担により、直ちに秘密情報を記載・記録した媒体（本件複製物等を含む。）をTFC相手方に返還するものとする（但し、返還することが実務上困難な場合には、TFC相手方の指示に従うことを条件として、廃棄するものとする。）。但し、法令等上保管が義務付けられている場合、及びシステム上のデータバックアップの一環として保管している電磁的複製で削除が実務的に不可能な場合を除く。【3DIP：秘密情報につきましては返還のみならず、破棄によることも認めていただきたく存じます。また、コンピュータ上から削除することが困難であるものなどにつきましては、例外とすることを定めさせていただきます。】【to 3DIP様：返還が実務上困難な媒体については、あくまで当社の指示に従うことを条件に、廃棄を認めることとします。また、例外については、上記内容であれば応諾します。】【3DIP：承知しました。】

## 第6条（損害賠償等）

1. TFCが、3Dが、3D相手方に対し、3Dが3D相手方が本契約書に違反している、TFCの企業価値を毀損させていることを反証可能な程度に具体的な証拠や根拠を示したうえで、その旨の通知をその違反の内容及び違反に該当する理由とともに行った場合には、3Dが3Dが立証可能な証拠を示した上で本契約書違反（情報受領者及び第2条第3項に基づく開示の相手方による開示又は公表及び漏洩を含む。）の事実、及び/又は、TFCらに損害がないことを明確に反証しない限り、これと相当因果関係のあるに起因又は関連してTFCらに生じる一切の実損害（弁護士費用を含む。）をTFCらにTFCらに賠償し、また、TFCらTFCら相手方が差止請求その他の秘密情報に関する法律上の措置を講じることに何ら異議なく同意する。TFC及び3Dらは、TFCらTFCら相手方が本条の措置をとる場合、TFCらTFCら相手方に対し、当該措置に起因又は関連してTFCらTFCら相手方に生ずる一切の費用（弁護士費用を含む。）を賠償する。

【3DIP：通知の際に、貴社が当社の義務違反を判断した理由及び証拠を示していただけないと反証することが困難ですので、立証するに足る証拠を示していただきたく存じます。また、費用や損害賠償責任につきまして、通知のみで責任を負う旨の条項を受け入れることや必ずしも因果関係が認められないものを負担する義務を負うことは当社のフィデューシャリーデューティの観点から困難です。特に、損害賠償責任につきましては、条項を分けて以下の通り規定させていただきます。】【to 3DIP様：前述のコメントのとおり、当社が貴社に開示した情報が漏洩等した場合、当社の企業価値及び株主全体の利益に多大な悪影響を生じるおそれがあり、特別委員会

の諮問意見も、厳格な秘密保持の措置を講じることがDD受入れの条件とされていますので、損害賠償責任を含め、貴社が反証しない限り、違反の責任を負う建付けでなければ応じられません。厳格な違反時の補償義務を負っていただく必要があるのは、上述のとおり、当社の企業価値及び株主全体の利益に悪影響が生じるリスクを回避するためであり、貴社のフィデューシャリーデューティーの存在は専ら貴社側の事情によるものであり、当社の企業価値及び株主全体の利益とは何ら関係がありませんので、受け入れられません。なお、貴社が反証できるように、誓約書違反の通知に際して、その理由を記載することについては応諾します。】【3DIP：どのような根拠・証拠に基づき当社の違反を主張しておられるのかが分からなければ反証は困難と存じます。そのため、反証の負担を負うのであれば、「理由」の通知のみならず、具体的な根拠や証拠を示していただく必要がございます。また、どちらか当事者が一方的に違反の有無及び反証の成否を判断するものとした場合、当該判断が恣意的なものとなる懸念が生じるものと存じます。そのため、違反の有無及び反証の成否につきましては、公正な第三者（裁判所）による判断が必要と存じます。この点、違反の有無及び反証の成否について争いがある場合には、本項の規定内容にかかわらず、最終的には裁判所の判断を仰ぐことになるものと存じます。その他、貴社におかれまして、本書が必要とお考えになったご趣旨は、貴社の企業価値の毀損を防ぐためのものと理解しております。そのため、本項に基づき生じる責任は、企業価値の毀損により生じる損害に限定していただきたく存じます。また、本書は、当社と貴社との関係を規律するものと理解しております。そのため、理論的には、貴社の取引先等に生じた損害や貴社の取締役等に個人的に生じた損害は、一義的には貴社と取引先や貴社と取締役等との問題になるものと解され、当社は、これに起因した貴社の企業価値の毀損によって生じた損害を賠償することになるものと存じます。そもそも当社が運用するファンドは貴社の17%の株主ですので、貴社の企業価値を毀損するようなことを意図的に行うことはありませんが、本項につきましては、かかる前提に立つものとしていただきたく存じます（なお、かかる方法によることは、相手方の恣意性を排除するためにも有益と存じますので、この点からも上記の修正につきご検討いただきたく存じます。）。】【to 3DIP様（8/30）：貴社に対して違反の通知をする際に、違反の内容及び違反に該当する理由を併せて通知することとさせていただきますので、これにより反証は十分に可能であると思料されます。また、反証がなされたか否かについて、裁判所の判断を必須とした場合には、当社が救済を受けるために多大な時間とコストを要することになりますので、そのような修正は到底お受けできません（なお、最終的に裁判になった場合に、裁判所の判断によることになる点は、当然のことであり、契約書に規定する必要はありません。）。さらに、当社の損害について、企業価値の棄損により生じるものとそうでないものを区別することは困難ですので、企業価値の棄損により生じるものへの限定も受け入れられません。但し、「当社らに生じる損害」に限定することはお受けいたします。貴社が当社株式を17%保有しており、貴社の投資家に対してフィデューシャリーデューティーを負っている旨が、厳格な違反時の補償義務を不要とする理由

には全くなならない点は繰り返し述べてきた通りであり、上記の内容からの変更は一切受け入れられません。】【3DIP: 繰り返しになり恐縮ですが、当社といたしましては、本書が一般的な守秘義務契約の定めにはないような巨額の違約罰などを定めようとしていることから、貴社が当社に対して、特段の理由なく、「企業価値を毀損する意図を有している」との誤解を抱いており、かかる誤解を前提に本書の内容を定めたいらっしゃることを危惧しております。貴社におきましては、改めて、当社の運用するファンドが約17%の株主であり、少数株主の皆様やインセンティブ報酬が付されている取締役の方々と同様に、企業価値の向上に対してインセンティブを有していることをご理解いただきたく存じます。この点、損害賠償に関しましては、最終的に裁判所において双方が主張立証の上で判断されるべきであり、特に巨額の違約罰が課せられていることも踏まえますと、損害賠償請求権を取得する主体が一方的に立証もなく判断するのは衡平を欠くものと存じます。特別委員会の諮問意見書において述べられている「違反時の補償義務等を課す」は、あくまで違反であることの立証ができた場合を想定されたものであり、民法の原則に反し、貴社の立証責任を不要とするような不合理な条件を課すことまで求められたものではないと理解しております。企業買収行動指針が重視する信頼関係の醸成のためには、立証責任においても衡平が図られるような建て付けとさせていただきますことと存じますことから、是非ご理解いただき、企業買収指針に定められる「信頼関係を醸成する」ような協議をさせていただきますと幸いです。】

【to 3DIP様 (9/5) : これまで繰り返し述べた通り、当社は、貴社が企業価値を毀損する意図を有しているとは考えておらず、かかる懸念は杞憂であって、貴社に厳格な秘密保持義務や違反時の補償義務を負っていただく必要があるのは、当社の企業価値及び株主全体の利益に悪影響が生じる重大なリスクを回避するためです。貴社が当社株主を17%保有していて、当社の企業価値を向上させる一定のインセンティブがあったとしても、万が一、営業秘密やノウハウが漏洩し、又は目的外利用等された場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益にとって、回復し難い重大な損害が生じる可能性があります。貴社による当社の営業秘密等の漏洩等がもし仮に生じた場合、当社及び当社株主には上記のような回復することができない損害が生じるおそれがありますので、当該損害を即座に回復するためにも、上記の内容からの変更は一切受け入れられません。特別委員会の諮問意見書では、当社内部の非公開情報の情報流出や目的外使用の具体的なおそれがないと合理的に判断することができる「厳格な」措置を講じることが条件とされているため、「厳格な」補償義務として、立証責任の転換を規定しているものです。そのため、本項の内容は、特別委員会の諮問意見書が求める条件に基づいて規定をお願いしているものであり、情報漏洩や目的外利用等の場合に当社に生じ得る重大なリスクに鑑みれば、衡平を欠くことは全くなく、何ら不合理な規定ではありません。相互の信頼関係の醸成のためにも、繰り返し述べている当社のリスクや特別委員会が提示する条件を十分に理解していただき、上記内容を受入れることを要求します。改めて言うまでもありませんが、念のために明記しておきますと、この点を受け入れられないのであれば、「実質的な変更」があるものと見做します。】

2. 3Dらが本契約書第1条又は第2条に違反した場合には、TFCに対し、前項の損害賠償とは別途、違約罰として金10億円を支払う。3Dらが本契約書第1条又は第2条に違反した場合には、TFCに対し、前項の損害賠償とは別途、違約罰として金10億円を支払う。

**【3DIP：相当因果関係の範囲を超えて、10億円もの違約罰を支払うものとするのは、当社のフィデューシャリーデューティの観点から受け入れることが困難です。】**【to

3DIP様：前述のコメントのとおり、当社が貴社に開示した情報が漏洩等した場合、当社の企業価値及び株主全体の利益に多大な悪影響を生じるおそれがあり、特別委員会の諮問意見でも、厳格な秘密保持義務や「違反時の補償義務等を課すこと」がDD受入れの条件と明記されていますので、万が一にも情報の漏洩等が生じないように、違約金の定めは必須です。厳格な違反時の補償義務を負っていただく必要があるのは、上述のとおり、当社の企業価値及び株主全体の利益に悪影響が生じるリスクを回避するためであり、貴社のフィデューシャリーデューティの存在は専ら貴社側の事情によるものであり、当社の企業価値及び株主全体の利益とは何ら関係がありませんので、受け入れられません。】

**【3DIP：当社の責任は、貴社の企業価値を毀損した場合に、その範囲で負うものとしていただきたく存じます。そのため、巨額かつ定額の支払義務を定める本項につきましては、ご容赦いただきたく存じます。貴社に対する損害賠償につきましては、前項におきまして、その要件を民法の原則に比して、貴社に有利なものとしております。これに加えて、生じた損害の額に関係なく巨額の定額の支払い義務（違約罰）を求めることは著しく公平性を欠くものと存じます。繰り返しとなりますが、当社が運用するファンドは貴社の約17%の株主です。貴社の企業価値が毀損されることは、当社および当社の運用するファンドにも損害が生じさせることとなります。それにもかかわらず、かかる違約罰を規定することが必要とすることは、企業買収行動指針におきましても指摘されているところの、お互いの信頼関係の醸成を困難にするものであり、また、フィデューシャリーデューティを負っている当社に対して、本手続の遂行を断念するように迫るものであるといった誤解を生じさせるものと思われます。加えて、前項に関してコメントいたしました通り、本書が、貴社の企業価値の毀損を回避するために締結されるものであることや、当社と貴社との関係を規律するものであることからしますと、当社の責任は、貴社の企業価値を毀損した場合に、その範囲で負うものとしていただきたく、そのため、巨額かつ定額の支払義務を定める本項につきましては、ご容赦いただきたく存じます。】**【to 3DIP様（8/30）：

再三再四述べている通り、貴社が当社株式を17%保有しており、貴社の投資家に対してフィデューシャリーデューティを負っている旨は、貴社の厳格な違反時の補償義務を不要とする理由には全くなりません。本項は、特別委員会の諮問意見書でDD受入れの条件とされている、貴社の厳格な違反時の補償義務の一内容として、必須の条項であり、あくまでも当社内部の非公開情報の流出や目的外使用のリスクを回避するために規定するものですので、貴社にDDの遂行を断念するように迫るものではありません。カバーレターに述べた通り、特別委員会の諮問意見及び取締役全員の総意として確認していますので、金額に関する協議については、再提案を聞くことはできませんが、

削除は一切応じられません。】【3DIP: 繰り返しとなり恐縮ですが、本書が一般的な守秘義務契約の定めにはないような巨額の違約罰などを定めようとしておりますことから、貴社が当社に対して、特段の理由なく、「企業価値を毀損する意図を有している」との誤解を抱いており、かかる誤解を前提に本書の内容を定めていらっしゃることを危惧しております。過大な金額の違約罰を定めることは、その有効性に問題が生じ得ることや、信頼関係の醸成を困難としますので、本項は削除とすべきと存じます。】

【to 3DIP様 (9/5) : 違約罰の額については、万が一、当社の営業秘密やノウハウ等の漏洩や目的外利用等が生じた場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益にとって回復し難い重大な損害が生じるおそれがあることを踏まえると、適正な金額であると考えています。また、繰り返しになりますが、当社は、当社内部の非公開情報の流出や目的外使用による重大なリスクを回避するために違約罰の条項を規定しているものであり、貴社が当社の企業価値を棄損する意図を有していると考えているからでは全くありませんので、貴社の懸念は完全な杞憂、誤解です。当社としては、万が一にも、営業秘密やノウハウ等の漏洩や目的外利用等により、当社の企業価値及び株主共同の利益にとって回復し難い重大な損害が生じる事態を回避する必要があり、そのために、特別委員会の諮問意見書では、当社内部の非公開情報の情報流出や目的外使用の具体的なおそれがないと合理的に判断することができる「厳格な」措置を講じることが条件とされていますので、「厳格な」補償義務として、本項が必要となります。前回も述べた通り、金額に関する協議については、再提案を聞くことはできませんが、削除は一切応じられません。改めて言うまでもありませんが、念のために明記しておきますと、この点を受け入れられないのであれば、「実質的な変更」があるものと見做します。】

4.3. 3D~~ら~~らは、3D~~ら~~らが本契約書に違反し、又は違反するおそれがある場合には、TFCが、その差止、又はその差止に係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができることに何ら異議なく同意する。

#### 第7条（秘密情報の漏洩等の事故が発生した場合の措置）

3D~~ら~~ 3D~~ら~~ TFC 及び 3D~~ら~~ は、秘密情報の漏洩等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、TFC 相手方 TFC にその旨を報告して、速やかに必要な対応策を協議し、TFC~~ら~~ TFC 相手方の要請に従った対応を実施する。ただし、3D~~ら~~ が 3D~~ら~~ がこれにより前条に定める義務を免れることはない。

#### 第8条（反社会的勢力）

3D~~ら~~ TFC 及び 3D~~ら~~ 3D~~ら~~ は、TFC 相手方 TFC に対し、3D~~ら~~ 3D~~ら~~ 自~~ら~~ 及び 3D~~ら~~ 3D~~ら~~ 之の関係会社並びにその役員及び従業員が、現在及び将来にわたり、反社会的勢力（(i) 暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準

じる者をいう。以下同じ。)、(ii) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者、(iii) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、(iv) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係を有する者、(v) 暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、(vi) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者、又は(vii) 自ら又は第三者を利用して、(a) 暴力的な要求行為、(b) 法的責任を超えた不当な要求行為、(c) 取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、(d) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて TFCら TFCら相手方の信用を毀損し、若しくは TFCら TFCら相手方の業務を妨害する行為、(e) その他これらに準ずる行為、のいずれかに該当する行為を行う者をいう。)に該当せず、反社会的勢力に対し情報を一切提供せず、かつ、当該勢力とは一切取引しないことを確認する。

#### 第9条 (情報共有等同意)

1. 3Dら 3Dら TFC及び3Dは、(i) 3D3D 自ら及び情報受領者に関する情報、(ii) 本件検討等及びこれに関連して、3D3D 自ら又は 3D3D 自らのために TFCら TFCら相手方又は その関係会社 (その代理人及びアドバイザー並びに TFC の特別委員会及びそのアドバイザーを含む。以下本条において同じとする。)に提供された情報が、TFCら TFCら 相手方及び その関係会社の間で相互に共有されることについて異議なく同意する。
2. 3D らは、TFC が、上場企業として、その裁量により、3D らに対してデュー・ディリジェンスを許容することを公表することについて異議なく同意する。

#### 第10条 (同意事項)

3Dら 3Dら TFC及び3Dは、以下の各号の事項を、何ら異議なく同意する。

- (1) 相手方から開示された秘密情報の真実性、正確性及び完全性について、TFCら 相手方 TFCらは何らの表明及び保証を行うものではなく、秘密情報の真実性、正確性及び完全性について何らの責任を負うものではないこと
- (2) 相手方から開示された秘密情報が将来の見通しに関する事項を内包するものである場合には、TFCら TFCら 相手方は将来それが実現されることを何ら保証するものではないこと
- (3) TFCらは、TFCらは、本契約書を締結したことをもって、3Dら 3Dら 相手方に何らの情報の開示の義務を負うものではないこと
- (4) TFCら TFCら 相手方から提供された秘密情報は、相手方 (その代理人及びアドバイザーを含む。以下本号において同じとする。) は は が、当該秘密情報に関するあらゆる権利を保持し、TFCが3Dらとの間でTFCが3Dらとの間で本契約書を締結すること又はTFCらが3Dらに対してTFCらが3Dらに対して情報を開示することによっても、3Dら又は情報受領者に対し3Dら又は情報受領者に対し相手方は、秘密情報について、明示か黙示かを問わず、何らの権利又は権限を付与又は許諾するものでは



ないこと

- (5) ~~相手方は~~本契約書の締結を理由として、~~TFCらがTFCらが~~本件検討等を行う義務を負うものではなく、~~TFCらは、TFCらは~~、理由の如何を問わず、その完全な裁量により、いつでも本件検討等を中断又は終了させること（疑義を避けるために付言すると、~~TFCにおいては、3Dらら~~からの本件取引に係る提案に応じない旨の判断をすることを含む。）ができる権利を有すること
- (6) ~~3Dは、~~TFCらの事業に一切の悪影響を生じさせず、かつ、TFCらが明示的に応諾し又は3Dららに対して指示する方法又は態様のみによって、TFCらが明示的に応諾し又は指定する範囲内でのみ、TFCらに対するデュー・ディリジェンスを実施すること、並びに、TFCらは、理由の如何を問わず、TFCらの完全な裁量により、いつでも当該デュー・ディリジェンスを中断又は終了させることができること
- (7) ~~3Dは、~~TFCの事前の書面による同意なく、TFC株式会社に対する公開買付けを公表又は実施せず、その他TFC株式を直接又は間接に取得せず、かつ、第三者をしてこれらをさせないこと
- (8) 本件検討等に要した自らの費用をすべて負担し、~~TFCらTFCら相手方~~に対し、いかなる負担、補償又は賠償等も求めないこと

#### 第11条（有効期間）

本契約書は、その締結の日より2025年3月期第3四半期決算発表日まで効力を有する。但し、第1条、第2条、第3条第1項、第5条乃至第7条の規定は、~~本件非公開化提案に基づく3Dの公開買付けがなされない限り、本契約書締結の日より2年間効力を有し~~、及び、前条（第7号を除く。）乃至第13条の規定は、本契約書の有効期間満了後もなお存続する。【3DIP：秘密保持義務等が無制限に存続するというのは実務上現実的ではないものと存じます。情報は時と共に陳腐化するものでございますので、2年に限定させていただきました。】【to 3DIP様：繰り返しになりますが、厳格な秘密保持の措置を講じることがDD受入れの条件ですので、秘密保持義務の期間は無期限とさせていただきます。】【3DIP：「厳格」な措置は必ずしも無期限に限定されるものではないと理解しております。また、期間を無制限とする場合には当該条項自体の有効性に疑義が生じるリスクもあることから、一定の限定を付することにつきましてはご了承いただきたく存じます。当社としましては、一般的な年限として2年とさせていただきます。】【to 3DIP様（8/30）：当社の営業秘密やノウハウが漏洩し、又は目的外利用された場合に、当社の企業価値及び株主全体の利益に生じる悪影響の重大さに鑑みて、期間に限定を付すことは到底受け入れられません。】【3DIP：期間を無制限とする場合には当該条項自体の有効性に疑義が生じるリスクもあることから、一定の限定を付することにつきましてはご了承いただきたく存じます。】【to 3DIP様（9/5）：上述のとおり、万が一にも、営業秘密やノウハウ等の漏洩や目的外利用等により、当社の企業価値及び株主共同の利益にとって回復し難い重大な損害が生じる事態を回避する必要があるため、そのために、特別委員会の諮問意見書では、当社内部の非公開情報の情報流出や目的外使用の具体的なおそれがないと合理的に判断することが

できる「厳格な」措置を講じることが条件とされています。一定期間の経過により、当社の営業秘密・ノウハウ等の漏洩や目的外利用が許容されるような建付けは到底受け入れられませんので、期間は無期限を要求します。】

#### 第 12 条（分離可能性）

本契約書のいずれかの条項が、違法、無効又は執行不能である場合であっても、それらは他の条項に影響を与えるものではなく、他の条項を無効又は執行不能とするものではない。

#### 第 13 条（準拠法・管轄裁判所）

本契約書は日本法を準拠法とし、本契約書に関する紛争に関しては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本契約の締結を証するため、正本323通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2024年●月●

住所：東京都港区赤坂4丁目8番10号

名称：株式会社東北新社

代表取締役社長 小坂 恵一

本契約の締結を証するため、正本323通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2024年●月●

住所：

名称：[3D Investment Partners Pte. Ltd.]

---

本契約の締結を証するため、正本3通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2024年●月●

住所：

名称：長谷川 寛家

本契約の締結を証するため、正本3通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2024年●月●

住所：

名称：長谷川 寛家